

## 第105回産業統計部会 議事概要

1 日時 令和3年5月19日（水）10:00～12:10

2 場所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、岩下 真理

【臨時委員】

宇南山 卓

【専門委員】

小針 美和（株式会社農林中金総合研究所 主任研究員）

【審議協力者】

千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：土橋課長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議題 農業経営統計調査の変更について

5 議事概要

- 令和3年4月22日の統計委員会において、本調査について諮問した際に委員から示された意見について共有した後、審査メモに沿って、調査の重点化、調査事項の見直し等及び標本設計の見直しについて審議が行われた。
- 審議の結果、調査の重点化及び標本設計の見直しについては、調査実施者において整理・確認の上、次回部会において改めて審議することとされた。また、調査事項の見直し等については、おおむね適当とされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）調査の重点化（ロングフォーム・ショートフォームの導入）

- ・ 副業的経営体は大規模な経営をしている者が少なく、所得が高い者が少ないと説明されているが、資料3の3ページの表を縦で見ると、経営耕地面積が10ヘクタール以上の者の約20%が副業的経営体とみることにもできる。また、所得についても、4ページの表では65歳未満の情報が出ておらず、65歳以上の農業所得について500万以上が少ないということだけでは、全体との比較ができず不十分である。副業的

経営体で大規模経営が少ないという認識は正しいのか。農林業センサスで耕地面積が把握されているなら、なぜ耕地面積等の経営規模ではなく、所得のうちの農業所得の比率や65歳という年齢規模で考えたのか改めて説明してほしい。

⇒ 詳細項目については、安定的・継続的に農業を経営する農家をオールジャパンで確認しないといけないと考えるが、「担い手」の数字的定義はないため、例えば、経営改善計画を立てた者が、どのような経営をしているのかなどを考えて、「担い手」と整理している。これを統計的に継続して確認して行くにはどうすればよいか検討したところである。

面積や所得も1つの指標ではあるが、これは年々変化するものと捉えている。本調査は5年間継続して協力をいただく調査であるため、農林業センサスの指標である主業、準主業及び副業で線引きを行った。

また、詳細項目を調査する農家は「担い手」と考えており、「担い手」を把握するのに、面積や所得が望ましいのか、情報を追加し、次回の部会で示したいと考えているが、原案に代わる適切な指標があれば、採用していきたいと考えている。現案は、当省としてのセカンドベストの結論として提案しているものである。

- ・ 所得に占める農業所得の比率については、現在6次産業化などの背景もあり、農業を営む者が農業以外の加工業なども営んでいる場合、農業所得が低い場合もあり得る。農林業センサスの情報を、もう少し使ったサンプリングもあるのではないか。

⇒ 農業生産関連事業を積極的に行っている者は総所得に占める農業所得の割合が低くなるのではないかという指摘については、令和元年調査結果でも検証したところ、本調査として3,500客体を調査する中、農業生産関連事業に取り組む経営体は70~80客体程度であり、また、その8割は農産加工で、農家民宿、農家レストラン等は、ほとんど出現しなかった。

このため、本調査で農業生産関連事業の詳細を把握するのは馴染まないと考え、本調査より正確に把握ができる6次産業化総合調査で農業生産関連事業の実態を捉えることとし、本調査での調査事項を縮減したところ。

- ・ 60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない方で区切った際、どれほどのサンプル数があって、どれくらいの調査負担軽減の効果があるのか示してほしい。

また、高齢だと調査期間である5年以内で調査から脱落しやすいなどの情報はあるか。

- ・ 現案では、副業的経営体については、65歳をメルクマールとしているが、70歳でも10ヘクタール以上で経営している場合もある。今後も継続して区分する指標として年齢が適切かについては疑問。

- ・ 調査票の区分については、2つのポイントがあると考えている。一つは「担い手」の定義の問題であり、もう一つは、どの調査対象に対して、どの調査事項の回答を不要とするのか、といったデータの質の問題である。

「担い手」の定義の問題については、農林業センサスではどの条件が当てはまれば経営として把握するべきとしているのかなどを参考に、本調査としての定義を作れないのか検討した方がよい。

調査事項の問題については、現状検討されている貸借対照表等の財務や資産のデータを詳細項目にするよう考えるのであれば、青色申告ベースのものを経営管理ソフト等で残している者は、その項目を転記できるため、ショートフォーム・ロングフォームという形で分けずに、オンラインで取れる仕組みにしてしまう方が効率的という考え方もある。現状、この整理で適当としていることについて、しっかりと説明してほしい。

- ・ 安定的継続的な「担い手」を捉えるのが目的ということだが、継続的に収益を上げている経営体を指しているのかなど、何を安定・継続と考えているのかについて考える余地がある。
- ・ 基本項目は、これまで同様、全ての報告者から回答を得るので母集団復元できるが、詳細項目はこれまでと違って、主業及び準主業のみから回答を得る事項となるので、集計する範囲が質的に異なるし、統計に断層が生じたり、母集団復元が難しいと考える。

## (2) 調査事項の見直し等

### ① 調査事項の変更

- ・ 調査の見直しに当たり、調査実施現場の意見をアンケートで確認したとのことだが、もっと専門家等のユーザーに意見を聞いた方が良いのではないか。  
⇒ 本調査は行政のための統計という認識が強く、行政機関における利用に主眼を置いているが、今後は二次利用の観点からも意見を把握して参りたい。
- ・ 資料3の12ページに営農類型別に詳細な農業モデル分析を行っている旨の記載があり、モデル分析によって、どのようなデータニーズが出ているのかについて、重点化の議論との関係も含めて説明してほしい。営農類型別に基準が違うということであれば、営農類型別に重点化の基準の作り方もあるかと思うので、経営モデル分析の方からも検討してほしい。
- ・ スマート農業技術の活用で調査票に記入する以外の方法で回答することを可能とし、負担軽減を図りたいということだが、将来的に、会計ソフトのデータをそのまま利用できる仕組みができる目処があるのであれば、それにより報告負担が抑制できるので、貸借対照表に関する事項など、今回、「詳細項目」としている事項の一部を「基本項目」と位置づけ、全ての報告者の回答事項として残しておく選択肢もあるのではないか。  
⇒ 先日確報が公表された農林業センサスにおいても、データを活用した農業を行っている経営体は2割弱ということで、紙ベースで記録するのが主流と考えてい

る。令和4年以降の本調査においても、紙ベースでの調査が主体になると考えており、その中でどう負担軽減していくか考えなくてはならない。

一方、スマート農業を推進していく中で、デジタル化が当たり前となった場合、会計ソフト等のデータをそのまま調査票に取り込んでいくことができるのではないかと考えているが、システム化がこの2、3年で急速に普及することは難しいと考えており、今回は、調査負担軽減に主眼を置いて削減する申請とした。

## ② 調査項目へのプレプリントの実施

- ・ プレプリントについて、中身を見ると詳細項目に絡むところが多いと思う。調査開始時に65歳未満の主業又は準主業の経営体が、その後、65歳を超えて副業的経営体になった場合、プレプリントの対応はどうなるのか。  
⇒ 基本的には、前年の記載をプリントすることになるので、区分が変わった際は、共通の調査事項のみがプリントされることになる。

## (3) 標本設計の変更

- ・ 調査票ごとに調査の対象が異なるので、報告者の選定手順において、主業、準主業と副業の区分で層分けするのが一般的ではないかと考える。実態として、副業的経営体はかなり多いので、一定の規模があるため標本が確保できそうということで支障ないという判断なのか。
- ・ これまでは、どの報告者に対しても同じ調査票を配り、自然体で確認したら農林業センサスと同じ比率になっていたと思うが、今回は、調査票の中身が変わり、副業的経営体の方が、調査負担が小さくなるため、可能性として回収率が高くなると思われるが、サンプリングした後に回答が得られない場合にサンプルをどう補完しているのか。副業的経営体の方が多く回答してもらえている実績が出れば、これまでの傾向と違うものが確認できるのではないか。  
⇒ 目標精度の指標として農業所得を指標に標本設計しており、母集団である農林業センサスには販売金額(農業粗収益)の概念でサンプルサイズを決定している。  
今回、調査の内容として、まずオールジャパンでどのような所得構成になるかを見たときに、農業所得、農業粗収益、農業経営費という項目は、基本項目として、全ての報告者から回答を得るため、基本的な標本設計は変わらないと考えている。  
なお、本調査で集計する平均値は、農林業センサスを基に復元推計しているので、回収率は直接的に調査結果に影響しないと考えている。
- ・ 調査対象経営体の区分は、調査員が経営体に接触するときに確認し、渡す調査票を決めるものなのか。それとも何らかの事前情報を元に配り分けするのか。  
⇒ 農林業センサスの名簿情報で各区分をとらえているので、これを一次的な情報として調査票の配り分けに利用する。また、調査開始前に報告者に調査内容を丁

寧に説明することとされており、この説明に併せて確認することとなる。

- ・ 農林業センサスの時点で、60日以上従事している65歳未満の者がいるかどうか把握できたとして、調査時には変わっている可能性があるが、どのようなルールで実施するのか検討しないといけないのではないか。

⇒ 本調査は、基本的に期首で調査対象を把握している。調査開始前に調査内容を説明する際、そこで主業・準主業を把握して判断することを基本としているが、次回の部会までにルールについて考えて提示したい。

- ・ 目標精度や報告者数の見直しの考え方については、継続している調査の問題であり、現状において必要とされている精度をおおむねクリアしているとのことであれば、標本設計の見直しや新たな目標精度を立てる必要もなく、今回の変更は、標本の最適化や目的にかなった手直しをしているのではないかと思う。

ただ、調査票の配り分けのルールについては、調査の重点化に関する事項とともに、次回、更に説明をお願いしたい。

## 6 今後の予定

次回部会は令和3年6月9日（木）10時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、令和3年5月26日（水）に開催予定の第164回統計委員会において報告することとされた。

（以 上）

## 第107回産業統計部会 議事概要

1 日時 令和3年6月9日(水) 10:00~12:10

2 場所 遠隔開催 (Web会議)

3 出席者

【委員】

川崎 茂 (部会長)、岩下 真理

【臨時委員】

宇南山 卓

【専門委員】

小針 美和 (株式会社農林中金総合研究所 主任研究員)

【審議協力者】

内閣府、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：土橋課長ほか

【事務局 (総務省)】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議題 農業経営統計調査の変更について

5 議事概要

- 前回部会において再整理や追加説明が求められた事項の審議を行い、その後、審査メモに沿って、公表時期の繰下げについて審議が行われた。
- 審議の結果は以下のとおり。
  - ① 「調査の重点化」については、ロングフォームの対象範囲について、小針専門委員からの提案を踏まえ、農林水産省から、青色申告を行っている個人経営体を基本とし、それに、主業経営体(以下「主業」という。)及び準主業経営体(以下「準主業」という。)の白色申告を行っている経営体を追加するとした修正案が提示され、おおむね適当とされた。
  - ② 「標本設計の見直し」についても、農林水産省から報告者選定に係る手順の追加説明がなされ、おおむね適当とされた。
  - ③ 「公表時期の繰下げ」については、おおむね適当とされたが、国民経済計算を所管する内閣府との調整について、次回部会において整理した上で追加報告することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 前回部会の審議を踏まえた再整理事項（調査の重点化）

- ・ 青色申告を行う経営体を中心にロングフォームの対象とする調査実施者の修正案は合理的なものと考えている。

ただ、農林業センサスの結果を用いて、農産物販売金額の階級別に主業、準主業及び副業的経営体（以下「副業」という。）の数を比較したところ、販売金額が大きい階級であっても、副業が準主業より多い実態が見られた。これを踏まえると、販売金額の大きい副業についても、ロングフォームの対象にすべきではないか。

⇒ 1,000 万円以上の販売金額があると消費税の課税対象者になると思われ、青色申告をしないと累進課税制度によって税金が高くなる。したがって、青色申告をロングフォームの対象にすることで、副業についても販売金額の大きな経営体は、基本的にカバーされるのではないかと考えている。どの程度カバーされるのかは次回の部会で説明する。

- ・ 調査実施者の提案は、当初案からすると副業でも青色申告している方は調査対象となるという拡大案となっている。調査負担軽減の観点で許容されるのであれば良案だと思うが、負担軽減については、統計委員会で一律何%減らすという指標があったと思うが問題は無いのか。

⇒ 御指摘の指標は、統計に関する官民コストを3年間で2割減らすという指標のことと拝察するが、個々の統計調査において、調査事項を何割削減すべきという指標はない。

⇒ 官民コストの削減は、あくまでも作業時間ベースのものであり、調査項目をいくつ削減するといった話ではなく、記入時間が減れば問題ない。また、個々の調査で何割削減ということではなく、総枠で考えているものであり、ある程度の負担軽減の実態があれば、十分クリアできると思われる。

- ・ 各委員から変更案について支持いただいたと認識した。

販売金額の大きい副業の追加については、次回部会にて、データを確認いただいた上で最終的に判断していただければと思うが、調査実施者からの説明があったとおり、青色申告でカバーできているのであれば、調査計画を複雑化する必要はない。

以上の審議を受けて、農水省の案をおおむね了承することとしたい。

ただ、そもそも、主業・準主業・副業の区分を年齢で区分することが必要なのかという問題は残っていると思われる。本調査ではなく、農林業センサスの課題かと思うが、別途議論の上、答申の附帯的な意見とすることも含めて、整理をしていきたい。

## (2) 前回部会の審議を踏まえた再整理事項（標本設計の見直し等）

- ・ 調査を依頼している経営体において調査対象区分が変化の際は、報告者から外した上で、新規の報告者を選定し直すことになるのか。  
⇒ 御認識のとおり改めて選定する。調査対象区分に変化のあった経営体を継続的に調査することは理屈としては可能だが、当初の区分別サンプルサイズから乖離が生じてしまうため、それを維持したい。  
⇒ 調査を5年継続する意義もあると思うところ、ロングフォームとショートフォームのサンプルサイズも大事だということも分かるので、少し考えたい。
- ・ 個人経営体のロングフォームとショートフォームの配り分けだけでなく、個人経営体が法人経営体になることや、法人経営体が解散や分割し、同じ場所で農業をしていても経営が分かれるなど、流動的なことはあると思う。5年間継続する調査で、そのような構造の変化を踏まえて調査していくのが良いのではないのか。区分別のサンプルサイズを重視して対象外とするのには、少し疑問がある。  
⇒ 今回の調査設計も従前と同様で、個人経営体、法人経営体を分けてしっかり調査したいというもの。そのため、農業経営体の中でのパネルの動きを標本上で整理するのは難しい。標本設計を行った上で、従来から個人から法人に変わった際は選定替えを行っている。
- ・ これまで、主業・準主業・副業別の集計値を出す際に、毎年の年齢の変化を踏まえて主業・準主業・副業別の集計をしているのか。  
調査の実施自体のオペレーションで配り分けの際に調査対象者に現状を確認して調査票を配布していると思うが、個人・法人での配り分けもあるので、その確認行為が入っても実務的に影響はないのか。調査実施のプロセスで問題無ければ、青色申告という形で集計できると思うし、主業・準主業でこれまでの集計もでき、副業だけが詳細項目が外れるという形で集計が出来るのではないのか。  
⇒ 現状、主業、準主業及び副業の集計をしている。農林業センサスの情報で把握していた形態になるが、調査前に調査員等が現状の確認をして調査票の配り分けをしているので、青色申告が入っても作業感は変わらない。
- ・ 中間的な案として、結果の表章は今までどおりでいいが、標本が若干ずつ入れ替わることについて、副業が主業になっていた、法人化したなどの区分等の動きを把握し、整理して参考情報みたいな形で出すのはどうか。
- ・ 標本選定のフローを考えると、調査を継続している場合には、区分が変更されることがあらかじめ分かるような情報があるはずなので、新規標本を選定する際、ロングフォームがいくつ減少した、法人経営体がいくつ減少したといった区分の変化が把握できているのであれば、それに合わせて新規標本の数を調整するという方法で、合計としての標本数を合わせるということも考えられないか。それらの情報を研究者等に二次利用で使えるようにするが望ましい。

⇒ 資料 2-2 の 3 ページで見ると、黄色部分の 17 万 8 千世帯が開始時には主業だったが、65 歳を過ぎることで副業となり、ロングフォームの対象から外れていくことになり、本当に外して良いのかという問題は相変わらずあると思う。青色申告の副業であれば、引き続きロングフォームの対象となるが、そうで無い可能性もある。

⇒ 集計について、経営統計調査は 13 の営農類型に分けて個人・法人で目標精度を定めて標本抽出している。水田作であれば 500~600 という大きいサンプルとなるが、畜産等ではサンプルサイズが小さい。例えば、農業を実施するといっても、他の農業へ移る場合もあり、特に畑作では営農類型別に見たときに移動するケースがある。5 年前に実施していた農業が 3 年後には違う農業をしていたということ調査し続けると、そもそもの標本数の維持ができなくなってしまう。パネルデータの二次利用の有用性は理解するが、データの信用性についても配慮が必要である。

・ 同じ経営で法人化したというだけで、調査から外れてしまうのはもったいない。運用上なるべく継続できるようなスキームはないのか。

⇒ 運用では、標本がない場合は補充選定としたい。調査の継続性については、調査票のデータだけでなく集計上のメタデータとして全て提供していきたい。

・ 年齢について、65 歳になったときにロングフォームの対象からショートフォームの対象に変わるというのは、引き続き違和感がある。

⇒ 年齢については致し方ないと考えている。今回、詳細項目で把握するデータは資産項目が多いので、青色申告をしていない経営体の記載内容が、どれほど正しいかということなど思うところがある。青色申告のデータが詳細に取れていれば、基本項目は全体で把握していることから分析上問題ないと思う。

・ 二次利用の際のパネル利用について是非とも対応いただきたい。

配り分けに問題が無いように継続性高く調査をしていくということをお願いすることを前提に、答申では大筋で了解とまとめたい。

### (3) 公表時期の繰下げ

・ 内閣府との間での調整は、いつ頃までに終わられそうか。

⇒ 提供項目の細かい部分の整理もあり、提供方法も確認中なので、次回、状況を説明したい。

・ 内閣府に提供するデータのみを、データ提供に合わせて早期に公表することはできないか。

⇒ GDP 推計で必要とされるデータが調査全体からみると断片的であることもあり、それだけを早期公表するという考えはない。

・ 一般ユーザーへの提供という観点だと、今までも公表時期について、計画と実態

との間にズレが生じている状態であったが、本調査は速報性を求める調査でもないので、今回の変更で、しっかりと公表スケジュールを立てて、計画どおり実行する方がよい。

- ・ 今回の変更については、実務上の問題で、当初の計画では公表が難しいことから、やむを得ないと判断したい。なお、GDP推計との関係についても調整を進めていただき、答申までに一定の整理をしてほしい。

## 6 今後の予定

次回部会は令和3年7月1日（木）14時から開催することとされた。

また、本日の審議結果については、令和3年6月30日（水）に開催予定の第165回統計委員会において報告することとされた。

（以 上）

## 第109回産業統計部会 議事概要

1 日時 令和3年7月1日(水) 14:00～15:40

2 場所 遠隔開催 (Web会議)

3 出席者

【委員】

川崎 茂 (部会長)、岩下 真理

【臨時委員】

宇南山 卓

【専門委員】

小針 美和 (株式会社農林中金総合研究所 主任研究員)

【審議協力者】

内閣府

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：土橋課長ほか

【事務局 (総務省)】

統計委員会担当室：萩野室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議題 農業経営統計調査の変更について

5 議事概要

○ 前回の部会(令和3年6月9日)において追加説明が求められた事項の審議を行い、その後、審査メモに沿って、前回答申(平成30年11月22日)の際に示された課題への対応状況について審議が行われた。

○ その後、答申(案)の方向性について、川崎部会長から事項ごとに説明があり、部会として了承された。また、答申(案)は、今後取りまとめた上で書面決議を行い、7月開催予定の統計委員会に報告することとされた。

また、農業経営統計調査の審議を契機とする農林業センサスに関する部会長メモ(以下「部会長メモ」という。)について、部会長から提案がなされ、部会として了承された。部会長メモについても、7月開催予定の統計委員会に報告することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 前部会の審議を踏まえた追加説明事項

① 副業的経営体における青色申告・白色申告の状況

- ・ 副業的経営体(以下「副業」という。)のうち、青色申告をしている副業の割合

が、農産物販売金額の階級により差はあるものの、約6割～8割と非常に高くなっている。前回の部会では、青色申告している副業は2割強との説明であったと認識しているが、この違いは何か。

⇒ 本日の資料は、農産物販売金額が500万円以上に限って資料を作成している。副業の太宗を占める500万円未満の経営体についてみると、大多数が青色申告ではないことから、副業全体としてみれば、青色申告は2割程度になるということである。

⇒ 500万円未満は、ほぼ白色申告ということで、小規模の経営体については詳細調査の対象外となることから、適切な案だと考える。

## ② 報告者の補充選定

・ 前回の部会で、可能な限りパネルデータとして分析者等が利用できるようなしてほしい旨の要望を出したが、非常に良い対応案をいただいたと考えている。本案のように実施していただければ、サンプリングの考え方を維持しながら、より多くのパネルが利用可能となるため、是非とも対応をお願いしたい。

⇒ 農業は継続しているにもかかわらず、経営体の区分変更に伴って脱落してしまうことによる結果の偏りを減らす面からも適当と考える。

## ③ GDP推計のための情報提供

・ 経営統計調査の調査については、現状においても12月に公表されているということから、GDPの第一次年次推計には利用されていないということか。

⇒ 従前から第一次年次推計には結果を利用できていない状況である。

⇒ 今回の変更により、新たな取組として、調査票情報の二次的な活用の一環として、GDP推計への活用が検討されるとのことで、現状よりはよくなるという認識である。

## (2) 前回答申の際に示された課題への対応状況

### ① 生産費調査の調査対象区分の検討

・ 農業経営統計調査という傘の下にあるとはいえ、経営統計調査と生産費調査の目的が違うため、それぞれ適切な対応をすればよく、両調査の区分を形式的に合わせて調査しないといけないものはないと考える。

・ 生産費調査について、個別経営体と組織法人経営体への調査に分けて調査している理由は何か。

⇒ 米・小麦・大豆については個別経営体と組織法人経営体のどちらも調べているが、組織法人経営体は集落営農を起源とするものが多い。集落営農は、複数の農家が一緒に農業を行うものであることから、農機具についても、自らが所有するものではなく、借りている場合が多い。そのため、農機具に関する費用が賃借料

として計上されることが多い。これに対して、個別経営体は、自ら所有する農機具を利用することが多く、関連経費が減価償却費として計上される。このように同じ内容の経費であっても、計上項目が異なるなど、費用構成として重要な違いが生じることから、調査を分けている。

- ・ 米・小麦・大豆以外の品目でも組織法人経営体はあるのではないかと。今後3品目以外に組織法人経営体が増えたときに、いつのタイミングで調査対象に加えるのか。  
⇒ 調査の拡大により、リソースの手当も必要になることから、調査結果へのニーズの有無が大きく影響する。ユーザーである政策担当部局の考えを重視しないとイケないため、統計部局として個別に判断ができない。  
⇒ 法人数や経営体数で考えると、畜産についても大規模化が進んでいると思う。経営体数の違いから、3品目以外は組織法人経営体の調査対象にしていない現状や、交付金の算定に使われているという事情は理解できるが、交付金算定のための調査ということではなく、各種農畜産物の生産費全体を俯瞰的に調査した上で、交付金の算定は別途基準を設けて、調査結果を活用するということにすれば、統計としてより生産費を詳細に確認できる可能性がある。将来的には、このように考えた方が良いのではないかと。  
⇒ 調査に活用できるリソースも勘案しながら、今後検討してまいりたい
- ・ 資料上の書きぶりとして、経営統計調査の目的がEBPMで、生産費調査の目的が交付金等の算定とすると、交付金等の算定がEBPMに基づいていないという印象を与えてしまうため、説明の際には工夫する必要がある。

## ② オンライン回答の推進の検討

- ・ 政府統計において、オンライン回答を推奨している趣旨は、オンライン回答を可とすることで、報告者負担の軽減や調査の効率化につながるということであって、負担が増えてもいいから、オンライン化の実績が上がればよいという意味ではない。したがって、オンライン化の導入・推進は、調査ごとに考える必要があると考える。  
本調査の場合、調査事項も多岐にわたり、様々な情報を利用して回答することを考えると、紙調査票を用いて、記入可能な部分から記入可能なタイミングで順次埋めていく方が効率的で、オンラインによる画面入力だと、調査票作成途上における一時保存なども含め、逆に手間がかかる可能性もある。  
農林水産省においては、別途、スマート農業技術（デジタルトランスフォーメーション）の活用による調査票情報の取得に向けた検討も進めているとのこと、今後も、その方向で努力していただきたい。

## (3) 答申（案）及び部会長メモ

(特に意見なし)

(以上)

## 第110回産業統計部会議事結果

1 日 付 令和3年7月20日（火）

2 議決参加者

【委 員】

川崎 茂（部会長）、岩下 真理

【臨時委員】

宇南山 卓

3 議 題 農業経営統計調査の変更について

4 概 要

○ 令和3年7月1日（木）に開催された第109回産業統計部会において、諮問第151号「農業経営統計調査の変更について（諮問）」の審議を行ったところ、審議がおおむね終了し、本部会に所属する委員において答申（案）の方向性について、事実上の合意がなされた。

これを受けて、統計委員会運営規則第7条第2項の規定に基づき、部会長作成の答申（案）について書面による議事を行ったところ、全ての所属委員から賛同が得られたことから、この答申（案）について、本部会で議決されたものとして扱い、第166回統計委員会に報告することとされた。

以上